

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 証拠説明書 2 1 (甲 A 号証)

2023年7月5日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

同訴訟復代理人 弁護士 森本 智子

同 弁護士 松本 亜士

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A662	論文「諸外国の同性婚制度等の動向ー2010年以降を中心に」調査と情報798号	写し	2013年8月2日	鳥澤孝之	諸外国における同性婚及び同性パートナーシップ制度の導入状況等
甲A663	カップル法制の諸構想ー婚姻制度・登録パートナーシップ制度・「事実婚」ー	写し	2022年8月20日	藤戸敬貴	諸外国における同性カップルを含むカップル法制の動向等
甲A664	【イギリス】異性間シビル・パートナーシップ規則の制定	写し	2020年2月	芦田淳	イギリスにおいて同性カップルにのみ認められていたシビル・パートナーシップ制度が、最高裁判決を経て、異性カップルにも選択できる制度となったこと
甲A665-1	平等ネットワーク報告書 結婚の平等についてのLGBTの人々の意識調査 (抜粋)	写し	2011年1月	スコットランド平等ネットワーク	イギリス・スコットランドの平等ネットワークが2009年から2010年にかけて実施した調査で、シビルパートナーシップを結んでいる同性カップルの58%が、婚姻しているカップルと同じ権利や尊敬を受けられていないと回答している事実。具体的には、周囲から「本当の結婚ではない」と言われた、パートナーが共同口座を希望していることを銀行が理解しなかった、雇用主が書類上の敬称を「ミス」から「ミセス」に変更することを拒否した、病院がパートナーを近親者として認めなかった、病院を受診する際のフォームに婚姻区分の記入欄はあったがパートナーの有無を記載する欄がなく「その他」の扱いになった、などの回答がなされている事実。シビルパートナーシップを利用している回答者が、婚姻状況について尋ねられた際に、シビルパートナー関係にあると答えることが性的指向の暴露につながる旨を回答している事実。
甲A665-2	平等ネットワーク報告書 結婚の平等についてのLGBTの人々の意識調査 (抜粋・訳文)	写し	2023年6月30日	控訴人ら代理人	同上

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 A 666-1	ニュージャージー州シビルユニオン検討委員会最終報告書(抜粋)	写し	2008年12月10日	ニュージャージー州シビルユニオン検討委員会	アメリカ・ニュージャージー州のシビルユニオン検討委員会の公聴会において、雇用主が従業員のシビルユニオンパートナーに婚姻配偶者と同様の福利厚生を提供することを拒否した事例や、パートナーが緊急医療を受けなければならない時に関係性の説明に困難を強いられた事例、パートナーが入院した際に面会を許されず病院の警備員によって排除された事例などが証言された事実。さらに同委員会の調査の中で、同性カップルの子どもたちが、婚姻による社会的認知を受けられない家族の一員であるという偏見に対処しなければならないこと、シビルユニオンから生まれた子どもは婚姻外で生まれた非嫡出子であるという偏見にも直面する可能性があることが指摘されている事実。
甲 A 666-2	ニュージャージー州シビルユニオン検討委員会最終報告書(抜粋・訳文)	写し	2023年6月30日	控訴人ら代理人	同上
甲 A 667-1	シビルユニオンメモ	写し	2022年4月	Freedom to Marry Global	アメリカのカリフォルニア州、コネティカット州などの最高裁判所は、シビルユニオンの合憲性が争われた訴訟の判決において、この「分離すれど平等」の問題点を指摘している事実。
甲 A 667-2	シビルユニオンメモ(訳文)	写し	2023年6月30日	公益社団法人Marriage For All Japan	同上
甲 A 668-1	オーストリア憲法裁判所判決(要約)	写し	2017年12月4日	オーストリア憲法裁判所	オーストリアの憲法裁判所が、2017年12月4日の判決で、異性間関係と同性間関係を2つの法制度によって区別することは、性的指向等の個人の属性を理由とする差別を禁止する平等原則に違反しているものと判示している事実。さらに同判決が、登録パートナーシップを利用していることを明らかにすることが性的指向の開示につながり差別される危険性があると判示している事実。
甲 A 668-2	オーストリア憲法裁判所判決(要約)(訳文)	写し	2023年3月1日	控訴人ら代理人	同上

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A669	「同性婚問題からみる 平等の救済方法」法セ ミ818号	写し	2023年	松原俊介	憲法学者の松原俊介氏が、「婚姻の法的効果の一部を認める婚姻類似の制度を設けることで、同性カップルに対して婚姻制度への参加を認めないということは、彼らにスティグマを与え、『二級市民』に貶めるものであり、この点は、婚姻制度とまったく同等の法的効果を定めるパートナーシップ制度を設けることによっても解消されるものではない」と述べている事実。
甲 A670	婚姻平等マリフォー法案	写し	2023年 3月1日	公益社団法人 MarriageFor AllJapan	婚姻平等マリフォー法案の内容。父、母、夫婦という、性別を含む用語を親、婚姻の当事者等と置き換えるだけで現行民法をそのまま同性カップルに適用できること。現行民法の嫡出推定(民法722条)は「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」と定めるところ、これを「婚姻の一方当事者が婚姻中に懐胎した子は、他方当事者の子と推定する」とすることで、女性カップルの一方配偶者が懐胎したときには他方配偶者との間で嫡出推定を及ぼすことができる一方、出産のない身体的に男性同士のカップルについては嫡出推定の適用場面はないこと。
甲 A671	「婚姻から生じる法的 効果の享受＝同性婚？ (結婚の自由をすべての の人に北海道訴訟事件 第一審判決)」TKC ローライブラリー新・ 判例解説Wacth民法 (家族法) No. 118	写し	2021年 4月2日	渡邊泰彦	民法学者の渡邊泰彦氏が、同性間で婚姻できる場合、「民法772条を適用または類推適用して、異性婚と区別しないことも考えられる」として適用を肯定したうえ、嫡出推定の規定を適用しないことで同性婚を異性婚と区別するという考えは、「異性婚と同性登録パートナーシップの区別の基礎にあった考えは過去のものとなっている」ことから、「将来的に維持できるかは疑問である。」と述べている事実。
甲 A672	「婚姻平等を考える～ 同性婚の法制化」戸籍 時報No. 839	写し	2023年 5月	二宮周平	二宮周平氏も、異性カップルを前提とする「語句の修正(性中立化)」のみで同性婚の実現は可能であるとし、むしろ「登録パートナーシップ制を導入すると、戸籍とは別の登録制度を設けるか、戸籍の中に記載欄を設けるか、新たなシステム構築が必要になる」とし「同性婚導入の方がはるかに簡易であり、かつ、権利義務の保障が同一になるので、メリットが大きい」とすること。
甲 A673	NPO法人EMA日本「世界 の同性婚」と題する ページを印刷した文書	写し	2023年 7月2日 (印刷 日)	NPO法人EMA 日本	同性間の婚姻は2023年2月の時点ですでに34カ国で法制化されている事実。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A674	CNN.co.jp ウェブサイト「米、70%が同性婚を支持 共和党員内で賛成派が増加」と題するページを印刷した文書	写し	2021年6月9日(掲載日)	CNN	2021年にアメリカで行われた調査において、同性間の婚姻に対する支持率は70%であり、これは2015年にオーバーガフェル判決が下された時と比べても10ポイント上昇している事実。
甲A675	Taiwan Today日本語ウェブサイト「同性婚合法化満2年、『同性婚を支持』が6割超える」と題するページを印刷した文書	写し	2021年5月26日	中華民国(台湾)外交部	台湾行政院が2021年5月に実施した調査の結果、「同性カップルは合法的に結婚する権利を持つべき」という考えに賛同すると回答した人は60.4%となり、同性婚合法化前と比べて大幅に増えていること。
甲A676-1	国連人権理事会普遍的定期審査の報告書	写し	2023年2月3日	国連人権理事会	2023年2月に出された国連人権理事会の普遍的定期審査の報告書において、5か国が、同性間の婚姻の法制化を日本に勧告している事実。
甲A676-2	国連人権理事会普遍的定期審査の報告書(レビュー翻訳)	写し	2023年3月1日	控訴人ら代理人	同上
甲A677	東京新聞記事	写し	2023年5月12日	東京新聞	LGBT理解増進法案について、自民党「性的マイノリティに関する特命委員会」において、超党派合意案の「差別は許されない」との条文を「不当な差別はあってはならない」に改めるなど理念を後退させるような修正がなされたこと。
甲A678	朝日新聞記事	写し	2023年5月12日	朝日新聞	自民党による上記修正に関連して、自民党議員から「もう十分に骨抜きになった」とか「差別を禁止するというのではなく、みなで理解しあって社会を作っていくのが法案の目的だ」とか「あくまで理解増進にとどめるべきだ。それ以上の話は同性婚議論につながりかねない」などの発言がなされたこと。
甲A679	日本経済新聞記事	写し	2023年5月18日	日本経済新聞	2023年5月18日に自民党及び公明党がLGBT理解増進法の上記修正案を国会に提出したこと。
甲A680	共同通信記事	写し	2023年5月26日	共同通信	2023年5月26日に日本維新の会と国民民主党が、「全ての国民が安心して生活することができるよう留意する」との条項が盛り込まれたLGBT理解増進法の修正案を国会に提出したこと。
甲A681	官報(号外第132号。抜粋)	写し	2023年6月23日	国立印刷局	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)の内容。

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A682	東京新聞記事	写し	2023年 6月14 日	東京新聞	成立したLGBT理解増進法12条が加えられたことにより、あたかもLGBTQが国民の安心を害するかのような誤った前提に立つことになり、法の理念である共生社会の実現の方向に逆行するとの批判が呈されていること。
甲 A683	「LGBTQ+への差別・憎悪に抗議するフェミニストからの緊急声明」	写し	2023年 6月14 日	認定特定非営利活動法人ウイメンズアクションネットワーク	LGBT理解増進法がLGBTへの理解増進を抑制することやトランスジェンダーへの憎悪がますます強まることへの強い懸念が示されていること。
甲 A684	「トランスジェンダーの会員弁護士に対する差別的言辭を以ての殺害予告を強く非難する会長声明」	写し	2023年 6月6日	大阪弁護士会	LGBT理解増進法案が審議されていた最中にトランスジェンダーを公表している弁護士に対して、「男のクセに女のフリをしているオカマ野郎」「メッタ刺しにして殺害する」などと書いた殺害予告が送られてくるという事件が発生したこと。